

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. 6 韓国

書籍の題号が指定商品又は指定役務の内容を示すにすぎない場合には、識別力がないとして拒絶となる。ただし、出願前から使用しており、その使用により識別力を獲得していれば登録が可能である。

(1) 識別力に関連する商標法上の規定について

書籍の題号について特に明記した規定はない。したがって、書籍の題号の識別性については、商標法第2条及び第6条等の一般規定から解釈論として導かれる。

これらの条文については、上記1.6(1)と同様である。書籍の題号に関しては、商標法第6条第1項第3号に該当する。

(2) 書籍の題号からなる商標についての審査基準上の取扱い

商標審査基準第8条(性質表示商標)^{13 6}に書籍の題号について記載されている。この第8条は、商標法第6条第1項第3号に対応する。ここでは、「書籍及び定期刊行物の題号(Title)は、その題号が直接的に書籍や定期刊行物の内容を示すものと認定される場合には、本号に規定する品質を表示したものとみる。録音済み磁気テープ、録音済み磁気ディスク、録音済みコンパクトディスク(CD)、映像が記録されたフィルム等の題名についても、これに準じて判断する。」と記載されており、書籍の題号からなる商標を出願した場合、指定商品との関係で拒絶される可能性がある。

また、同条解釈参考資料17には、書籍のタイトルが直接書籍の内容を表示する場合、商標法第6条第1項第3号に該当するとし、拒絶となる書籍の題号の例を挙げている。識別力のない題号の例としては、「産業財産権法」、「経済学」、「行政学」、「民法総則」、「国文法」、「英語」、「現代文学全集」、「英韓辞典」がある。また、識別力のある例としては、「氷点」、「ソウル夜曲」、「サムファ英韓辞典」がある。なお、最後の「サムファ英韓辞典」の例は、「サムファ」の部分に識別力が認められるため、商標全体として識別力が認められる(商標審査基準第8条解釈参考資料17.)^{5 6}。

記述的又は説明的商標であるか否かの判断は、指定商品と関連して相対的に決定するとし、その判断の差異には、独占性排除という立法趣旨(商標法51条第1項第2号)、取引業界の実情、指定商品との関係等を総合的に勘案して決定すると記載されている(商標審査基準第8条解釈参考資料15.)。なお、間接的、暗示的な標章は、原則として識別力があるとされているが、その判断は、「同業界に携わる他の自由な使用を制限するおそれがあるかどうかを基準に判断することができる」とし、取引業界において直接商品の性質を表示する標章として使用されている場合は識別力がないとして拒絶され

⁵ 商標審査基準 日本語訳, JETRO Seoul 知的財産チーム HP URL : http://www.jetro-ipr.or.kr/lawJudge_list.asp, 第8条, 2014年1月13日検索, 以下同じ

⁶ 商標審査基準(2013年12月31日改訂, 2014年1月3日公開), URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_lat.BoardApp&board_id=amend_lat&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m02_02_05&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=13159&gubun=, 2014年2月3日検索, 以下同じ

る(商標審査基準第8条解釈参考資料15.2014年改訂版で新設)⁶。

(3) 書籍の題号からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、書籍の題号について指定商品を「書籍」や「印刷物」等とした場合、識別力がないとして商標法第6条第1項第3号に基づき、拒絶となるとしている。

(3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

KIPO 及び出願代理人の見解によれば、識別力がないとして拒絶される場合がある商品又は役務は以下のとおりである。

- 第9類：電子出版物，インターネットを利用して受信し，及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ
- 第16類：書籍，新聞・雑誌等の定期刊行物，辞書，百科事典
- 第41類：電子出版物の提供

なお KIPO は、拒絶される題号の例として「System 行政法総論」，「未来経済」，「国語大辞典」，「数学原理」，「real story」，「英文法」及び「世界の歴史」を挙げている。これは、書籍の内容を直接表示するものであり、商品の性質表示の一つである「目的」を表示するためである。

他方、登録が可能な例としては「喪失の時代」，「三和英語辞典」を挙げている。後者の場合、「三和」の部分に識別力があるため、登録となる。

(3-3) 書籍の題号の有名性の程度による判断の変化の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、書籍の題号が使用により識別力を獲得している場合には、登録を受けることができるとしている(商標法第6条第2項)。

(3-4) 当該書籍がシリーズものである場合の取扱い

KIPO 及び出願代理人のいずれも、書籍がシリーズものであるか否かにより判断は変化しないとしている。

KIPO は、シリーズものの内容が類似である場合を想定して判断は変わらないとしている。内容が異なる場合は、個々に内容が異なるシリーズものの内容全てを記述し、かつ商品又は役務の内容を単に表示するような商標は考えにくいためである。

また、商標とシリーズものの内容との関係によっては、品質誤認又は需要者欺瞞のおそれもあるため商標法第7条第1項11号に該当する場合もある。

出願代理人は、商標「週刊漫画」は記述的であるとして、商標登録を取り消した事例を挙げている(1992H384(最高裁判決))

(3-5) 識別力の有無の判断時

歌手名等(1.6(3-4))と同様である。

(3-6) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

KIPO 及び出願代理人のいずれも、書籍の題号が使用により識別力を獲得している場合には、登録を受けることができる(商標法第6条第2項)。

(3-7) その他、識別力以外の拒絶理由

KIPO は、商標法第7条第1号第11号(品質誤認)を挙げている。この条文は、日本の商標法第4条第1項第16号と同旨である。

また、KIPO は、商標「ヘミングウェイのハンゲル」を第41類の「書籍出版業、オンライン電子書籍及び雑誌出版業」について出願したところ、当該商標は、小説家ヘミングウェイと関連した文学作品を出版する書籍出版業として誤認混同のおそれがあるサービスマークであって、商標法第7条1項11号により拒絶されるべきであるとして事例を挙げている(特許法院 2007ほ 579(2007.6.7判決))。

出願代理人は、「英語 工夫 絶対するな」という本の題号の出願において、当該本は非常に有名であり、出所を示すマークであると判示した最高裁の事例を挙げている。

(4) 書籍の作者又は著者名からなる商標の審査での取扱い

(4-1) 拒絶の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、作者名又は著者名からなる商標を書籍等を指定商品として出願した場合、識別力がないことを理由に拒絶とはならないとしている。

KIPO は、書籍の作者名又は著者名について識別力がない場合はほとんどみられないためであるとしている。ただし、理論上ではあるが書籍の作者名又は著者名が識別力のない用語からなる場合は、拒絶となる場合もある。例えば、書籍の作者又は著者名が例えば「世界史のハンゲル」といったような書籍の内容を示すようなニックネームであった場合、このような名前を商標として出願すると識別力がないとして拒絶となる。

(4-2) 作者又は著者名の有名性の程度による判断の変化の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、作者名又は著者名は基本的に登録となることから、有名度によって結論は異ならないとしている。

(4-3) 識別力以外の拒絶理由

KIPO 及び出願代理人のいずれも、商標法第7条第1項11号(質、品質誤認のおそれ)を挙げている。

KIPO は代表事例として、商標「ヘミングウェイのハンゲル」を挙げている。これ

は上記(3-7)で記載したとおりである。

헤밍웨이

また、出願代理人は、**스토리북스**(ヘミングウェイのストーリーブック)を第16類の商品についてした出願について、裁判所は、識別力がなく、当該本がヘミングウェイに関する本であると消費者が混同するおそれがあるとの理由で拒絶となった例を挙げている。

(5) 資料(該当条文等)

商標法第2条、及び同第6条については、上記1.6(4)を参照。

<商標審査基準 第8条(旧版)>

(略)

- 11 書籍及び定期刊行物の題号(Title)は、その題号が直接的に書籍や定期刊行物の内容を示すものと認定される場合には、本号に規定する品質を表示したものとみる。録音済み磁気テープ、録音済み磁気ディスク、録音済みコンパクトディスク(CD)、映像が記録されたフィルム等の題名についても、これに準じて判断する
- 12 本号は、“普通に使用する方法で表示した標章にのみ”適用され、特殊に使用する方法で表示した標章である場合や、他の識別力のある部分と結合して商標全体として自他商品の識別力がある場合には適用しない。ただし、特殊に使用する方法で表示された標章であっても、一般人が普通の注意力を有している場合に、全体的にみてその図形化された程度が、一般人の特別な注意を引く程度に達して文字の記述的又は説明的な意味を直感することができないほど文字認識力を圧倒する程度に該当しない場合や、他の識別力のある文字・記号・図形等が結合されているとしても、その結合された部分が商標全体の構成において付随的若しくは補助的なものにすぎない、又は全体的にみたときに品質等の性質表示商標として認識される場合には、この限りでない。この場合、付随的若しくは補助的とは、商標全体の構成においてその占める比重が非常に小さく、識別力のない部分に吸収される場合をいう。<改正2011年6月30日><改正2011年12月29日>

(中略)

- 14 本号に該当する商標であって、同時に、商品の品質を誤認、混同させるおそれや、需要者を欺瞞するおそれがあるときには、法第7条第1項第11号の規定も併せて適用する。

[解釈参考資料]

1. 本基準第8条各項は、商品に対する記述的又は説明的な標章についての例示的規定であるため、当該商標が記述的標章の範疇に属する限り、本号に該当するものとする。

(中略)

17. 書籍の題号(Title)が直接書籍の内容を表示する場合には、本号に該当するものとみる。

例示

○識別力がないもの

- 산업재산권법(産業財産權法), 경제학(經濟學), 행정학(行政學), 민법총칙(民法總則), 국문법(國文法), 영어(英語), 현대문학전집(現代文學全集), 영한사전(英韓辭典)

○識別力があるもの

- 빙점(氷点), 서울야곡(ソウル夜曲), 삼화영한사전(サムファ英韓辭典)

各国比較一覧表
2. 書籍の題号等についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	英国	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	書籍の題号からなる商標								
1-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	(あり)※1	あり	あり	あり
1-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	(商標法第11条)※1	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
1-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional	—	(商標審査基準第二部分)※1	審査基準第8条11. 及び解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21 及び22	審査基準4.7
1-4	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「電子出版物」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第9類 「インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「書籍」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「新聞、雑誌等の定期刊行物」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「辞書、百科事典」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第41類 「電子出版物の提供」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	芝居	「書籍の出版」、「オンラインによる電子書籍及び電子雑誌の提供」等の「印刷物」という製品に機能的に密接に関連するもの	—	—	—	・第28類: ゲーム用具及びおもちゃ ・第35類: 録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売, CD類の小売又は卸売, 広告 ・第38類: テレビジョン放送, ラジオ放送 ・第41類: 映画・ビデオ及び録画済み媒体の制作, 映画・ビデオ及び録画済み媒体の貸与, 娯楽の提供, 演劇の上演, テレビ娯楽番組の制作 ・第42類: 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守	
1-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない※1	有名である場合拒絶されない※1	判断は変わらない
1-6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は変わらない	結論は変わらない	結論は変わらない
1-7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
1-8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願登録 ③他人の肖像又は名称等
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号 ③同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22 及びPart 29	—
2	著者名/作者名からなる商標								
2-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	—	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
2-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	—	審査ガイドライン Part 16	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」、4.6.1「氏」、4.6.2「氏名」
2-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	—	有名である場合拒絶されない※2	結論は変わらない
2-8	その他の拒絶理由	①単一の作品の作者は基本的に拒絶の対象 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※2	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	誤認混同	①公序良俗違反 ②他人の肖像又は名称等
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15 U.S.C. § 1051, 1052, and 1127) ②商標法第2条(c)(15 U.S.C. § 1052(c), 1052(f), 1091(a))	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議)	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	商標法第43条	①第30条第1項第7号 ②同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1	商標誤認混同審査基準
3	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
4	注釈	—	—	※1: Trade Mark Act	—	※1: 普通名称や慣用的な表現を題名とした場合は拒絶となるがほとんどない。 ※2: 書籍の題号に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1: パブリックドメインである場合を除く ※2: 一般的な名前である場合を除く	—

3. 6 韓国

韓国では、映像作品等の題名については、書籍の題号と同様に扱われ、指定商品又は指定役務との関係で記述的であり識別力を有しないとして拒絶となる場合がある。

(1) 識別力に関連する商標法上の規定について

映像作品の題名について特に明記した商標法上の規定はない。したがって、書籍の題号の識別性については、商標法第2条及び第6条等の一般規定から解釈論として導かれる。

これらの条文については、上記1.6(1)と同様である。

(2) 映像作品の題名からなる商標についての審査基準上の取扱い

映像作品の題名からなる商標については、上述の2.6(2)の書籍の題号の場合と同様である。韓国の審査では、商標審査基準第8条13¹に「録音済み磁気テープ、録音済み磁気ディスク、録音済みコンパクトディスク(CD)、映像が記録されたフィルム等の題名」は書籍の題号に準じて判断するとされている。

すなわち、映像作品の題名が指定商品又は指定役務の内容を示すものとして認定された場合は、単にその品質を表示したものであるとして拒絶される(商標法第6条第1項第3号、商標審査基準第8条(性質表示商標)13)。

(3) 映像作品の題名からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、映像作品の題名について、その題名が指定商品又は指定役務の内容を示すものであり、映像作品に関連する商品又は役務を指定して出願した場合、識別力がないとして商標法第6条第1項第3号及び同第7号に基づき、拒絶となるとしている。

なお、流行語のように、放送やインターネットなどの情報通信媒体を介し、一般人が広く使われるようになった放送番組や映画、歌の題名は、需要者が何人かの業務に関連した商品を表示するものであるかを識別することができない商標(商標法第6条第1項第7号)として、拒絶される(商標審査基準第12条5(2013年12月30日新設))。

したがって、出願商標が指定商品又は指定役務に対して記述的である場合、又は需要者が出所表示として認識できない商標である場合、識別力がないとして拒絶される。

(3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

KIPO 及び出願代理人の見解によれば、出願商標が指定商品又は指定役務に対して

¹ 商標審査基準(2013年12月31日改訂, 2014年1月3日公開), URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_lat.BoardApp&board_id=amend_lat&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m02_02_05&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=13159&gubun=, 2014年2月3日検索, 以下同じ

記述的であり、「識別力がない」として拒絶となる可能性のある指定商品又は指定役務と出願商標との関係は、以下のとおりである。

(a) 映像作品の題名からなる商標(商品)

- 「映像が記録されたフィルム」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名の場合
- 「録音済みの磁気テープ」について、出願された商標が特定の録音済みの磁気テープの題名の場合
- 「録音済みのコンパクトディスク」について、出願された商標が特定の録音済みのコンパクトディスクの題名の場合
- 「レコード」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合

KIPO は、拒絶となるような商標として、「Little Science World」を例示している。

(b) 番組名からなる商標

- 放送番組の制作
- テレビジョン放送
- 映画の製作及び映画フィルムの配給

KIPO は、拒絶となるような商標として、「歌謡トップ 10」を例示している。

(c) 映像作品の題名からなる商標(貸与)

- 「映写フィルムの貸与」について、出願された商標が特定の映写フィルムの題名の場合
- 「録画済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録画済み磁気テープの題名の場合
- 「録音済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録音済み磁気テープの題名の場合
- 「録音済みコンパクトディスクの貸与」について、出願された商標が特定の録音済みコンパクトディスクの題名の場合
- 「レコードの貸与」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合

KIPO は、拒絶となるような商標として、「世界禅文化」、「音楽英語」を例示している。

なお、識別力があるとして登録が可能な例としては、以下のとおりである。

- ・ 放送番組名：「ヒーリングキャンプ」を商標とし、指定商品を「金属加工機械」で出願する場合。
- ・ 曲のタイトル：「Gee」を商標とし、指定商品を「ペイント」で出願する場合。
- ・ 映画タイトル：「王の男」を商標とし、指定商品を「キムチ」で出願する場合。

(d) その他の例

商標法第 6 条第 1 項第 7 項(需要者が何人かの業務に係る商標であることを認識できない商標)に該当するタイトル例(この例は商標審査基準第 12 条 5 にも記載されている。)

- ・放送番組名：1 泊 2 日
- ・曲のタイトル：江南スタイル
- ・映画タイトル：007

(3-3) 映像作品の題名の有名性の程度による判断の変化の可能性

KIPO 及び出願代理人のいずれも、映像作品が有名である場合、拒絶されないとしている。映像作品の題名からなる商標が記述的なものであっても、使用により識別力を獲得している場合、登録が可能である(商標法第 6 条第 1 項第 3 号)。

(3-4) 当該映像作品がシリーズものである場合の取扱い

KIPO 及び出願代理人のいずれも、映像作品がシリーズものであるか否かにより判断は変化しないとしている。

なお、KIPO は、シリーズものの内容が類似である場合を想定している。この点については、書籍の題号(上記 2.6(3-4))と同様である。

(3-5) 識別力の有無の判断時

上記歌手名等(上記 1.6(3-4))と同様である。

(3-6) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

上記書籍の題号(上記 2.6(3-6))と同様である。

(3-7) その他、識別力以外の拒絶理由

(a) 映像作品の題名からなる商標を、関連する商品を指定して出願した場合

KIPO は、該当する場合のある拒絶理由として、商標法第 7 条第 1 項第 11 号(品質誤認、日本の商標法第 4 条第 1 項第 16 号と同旨)を挙げている。


すなわち、権原のない第三者が特定の放送番組、映画、歌などの題名からなる商標を出願した場合は、商品の出所混同や品質の誤認を引き起こすおそれがあるとして、商標法第 7 条第 1 項第 11 号に該当し、拒絶となる(商標審査基準第 25 条 13(2013 年 12 月 30 日新設))。

KIPO は、第 9 類「録画されたテープ(音楽ではないもの)、音楽ではないものが収録された電子媒体」、第 41 類「ドキュメンタリー制作業、ショー制作業」についてした商標「Welcome English」の商標出願(出願番号：45-2011-0001963)について、英語と関連したものとして誤認混同のおそれがあり、商品の品質を誤認させ、又は需要者

の欺瞞するおそれがあるため、商標法第7条1項11号により拒絶されるべきであるとした事例を挙げている。

出願代理人は、「音楽を録音したディスク及びテープ」についてした商標



(Original Jazz Classics)の商標出願について、 (Jazz)の部分が非常にデザイン化されていることから、当該商標は識別力があるとした事例を挙げている。

- (b) 映像作品の題名からなる商標を「放送番組の制作」や「テレビジョン放送」、「映画の制作及び映画フィルムの配給」等の役務を指定して出願した場合

KIPOは、該当する場合のある拒絶理由として、商標法第7条第1項第11号(品質誤認、日本の商標法第4条第1項第16号と同旨)、及び商標法第7条第1項第12号(日本の商標法第4条第1項第19号と同旨)を挙げている。出願代理人は、商標法第7条第1項第7号(先願先登録商標)にも該当する場合があるとしている。

KIPOは、第11類「アイスボックス、アイス冷蔵庫」についてした商標「1泊2日」の商標出願(出願番号40-2011-0048749)について、KBS(放送局:日本のNHKと同類)で2007年から放送去れている有名放送番組の番組名と同一であるため、こられと関連があるように商品の品質誤認又は需要者を欺瞞するおそれがあるため、商標法第7条1項11号により登録できない。

出願代理人は、第38類「放送等」及び第41類「報道サービス等」についてした
뉴스데스크
た商標NEWSDESKの商標出願について、識別力がないと理由で拒絶となった事例を挙げている(2008Won3320)。

また、第38類「ラジオ放送、ケーブルテレビ放送、テレビ放送等」について、
商標 **사이버 교육방송** (サイバー教育放送)の商標出願が最終的に識別力がないとの理由で拒絶された例がある。

- (c) 映像作品の題名からなる商標を、映像作品の貸与と指定して出願した場合

KIPOは、該当する場合のある拒絶理由として、商標法第7条第1号第11号(品質誤認)を挙げている。

KIPOは、第41類「映画フィルム貸与業、ドキュメンタリー制作業、デジタル映像処理業、映画脚色及び編集業、等」についてした商標「ソウル教育映像祝典」の商標出願(出願番号:41-2007-0029646)は、出願商標が、ソウル市教育庁の公益事業を表示するものとして著名である「ソウル教育映像祝典」と同一の商標であって、まるでソウル市教育庁が開催する行事に関するものとして需要者の欺

瞞すおそれがあるため、商標法7条1項11号による拒絶されるべきであるとした例を挙げている。なお、商標法第7条第1項第3号(公益団体の標章)にも該当するとして拒絶となっている。

(3-8) その他

有名な曲の一部や映画、TV番組又はゲーム等の効果音等を音の商標として出願した場合、その元となった曲や映画等の有名性の程度に応じて拒絶となるか否かの判断が異なる場合がある。例えば、一般的に広く知られている効果音を音の商標として出願し、映画等の効果音などと誤認混同がある場合(商標法第7条第1項第11号)、有名な映画の効果音を出願して不当な利益を得る目的(商標法第7条第1項第12号)など、事由に応じて適用される。

また、出願代理人によれば、韓国では音の商標を登録することができるが、基本的に識別力がないものとされる。これは、消費者は通常、音を広告やマークの付帯物だと認識するとされているためである。このため、出願人は **Secondary Meaning** を得ていることを証明する必要があるとしている。

(4) 資料(関連条文等)

上記 2.6(5)を参照。

各国比較一覧表

3. 映像作品の題名についての識別力(商品)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号及び7号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	審査基準第8条解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
	拒絶となる指定商品								
	「映像が記録されたフィルム」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みの磁気テープ」について、出願された商標が特定の録音済みの磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みのコンパクトディスク」について、出願された商標が特定の録音済みのコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコード」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
4	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第16類:「書籍」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第35類:「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売」について出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送、ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供、電子書籍の提供(ダウンロード不可)、映画、ビデオ又は録画済み記憶媒体、芸人による演芸の上演、演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない	—	有名である場合拒絶されない	有名である場合拒絶されない※1	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	結論は変わらない	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	あり	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	第7条第1項第11号	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条、CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(八) ②第31条	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:題名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1:パブリックドメインである場合を除く ※2:一般的な名前である場合を除く	—

各国比較一覧表

4. 放送番組の題名についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	商標法第6条※1	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド "Famous Fictional Characters/Stories"	—	—	—※2	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
	拒絶となる指定役務								
	「放送番組の制作」	×拒絶	×拒絶	×拒絶	×拒絶	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「テレビジョン放送」	×拒絶	×拒絶	×拒絶	×拒絶	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「映画の制作及び映画フィルムの配給」	×拒絶	×拒絶	×拒絶	×拒絶	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
4	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第9類:ダウンロード可能な電子出版物、ダウンロード可能な映像ファイル、ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像 ・第16類:書籍 ・第28類:ゲーム及びおもちゃ ・第35類:録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売 ・第38類:ラジオ放送 ・第41類:オンラインゲームの提供、芸人による演芸の上演、演劇の上演 ・第42類:電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	①商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ ②国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものとして認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得る目的又は当該特定人に損害を加える目的をもって使用する商標	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(八) ②第31条	①第7条第1項第11号 ②第7条第1項第12号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:番組名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	※1:番組名等に関する明示規定はない。一般の識別力の要件に基づき審査 ※2:番組名に関する審査規定を明記予定(現在改正検討中)。番組名を模倣して出願した場合について重点を置く予定。	—	—

各国比較一覧表
5. 映像作品等の題名についての識別力(貸与)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	—	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
4	拒絶となる指定商品又は指定役務	—	—	—	—	—	—	—	—
	「映写フィルムの貸与」について、出願された商標が特定の映写フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録画済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録画済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録音済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みコンパクトディスクの貸与」について、出願された商標が特定の録音済みコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコードの貸与」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	—	・第9類:「ダウンロード可能な電子出版物, ダウンロード可能な映像ファイル, ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送, ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供, 電子書籍の提供(ダウンロード不可), 映画, ビデオ又は録画済み記憶媒体の制作又は上映, 芸人による演芸の上演, 演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合。
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	有り	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質, 産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳, 風習を害し, 又はその他の悪影響を及ぼす場合は, 商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条, 第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては, 同一の登場人物による一連の映画の場合, 登録となりやすい。	—	※1: 氏名に他人の氏名を含む場合は, 他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	—	—

平成 26 年 2 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>